

「横浜市水道局BPR支援業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市水道局BPR支援業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表に当たっては、実施要綱、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の目的・概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実施方針
- (2) 業務に関する具体的な提案
- (3) 業務実施計画
- (4) 業務実施体制
- (5) 配置予定者の経歴等
- (6) 配置予定者の同種・類似業務実績
- (7) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者をプロポーザルにより特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の実施方針等の提案内容
 - (2) 業務実施計画、実施体制等
 - (3) 企業としての取組
 - (4) ヒアリング内容
- 2 プロポーザルの評価に当たって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

- 2 評価委員会に委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	担当部長（給水サービス担当）
副委員長	経営部長
委 員	総務部長、事業推進部長、給水サービス部長、配水部長、浄水部長、施設部長、担当部長（再整備推進担当）、経営部経営企画課担当課長（イノベーション推進担当）、総務部人事課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員会への代理出席は認めない。
- 6 ヒアリング及びヒアリング後に開催する評価委員会を欠席した評価委員の評価については、採用しない。
- 7 委員長は、評価結果を横浜市水道局物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会（以下「審査等委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 審査等委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、審査等委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員会の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年12月10日から実施する。